

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南国市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

生活保護に関する事務は、システムにより運営され、そのシステムの管理は委託業者が行っているため、委託事業者における個人情報管理体制を確認する。

評価実施機関名

南国市長

公表日

令和4年8月12日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	生活保護法に基づき、病気や事故、その他の理由で収入がなくなったり少なくなったりしたとき、最低限度の生活ができるように、国が決めた基準に基づいて、生活費の支給に加え、医療費及び介護費用の支援を行う(申請～決定、変更申請～決定、廃止決定、医療扶助申請～決定、医療扶助(治療材料)申請～決定、(医療移送費)申請～決定、返還金発生～決定、返還金滞納～)。 また「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)」に基づき、行政措置として日本国民に対する生活保護に準じて、外国人に対し生活保護の措置を行う。 特定個人情報は以下の事務で取り扱う。 ・生活保護法による申請の受理に係る事務。 ・保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給に係る事務 ・保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務
③システムの名称	生活保護システム 住民基本台帳システム 個人住民税システム 住民基本台帳ネットワークシステム 宛名連携システム 中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

生活保護情報ファイル
新規申請(Excel)、入力用(Excel)、保護申請者における資産等調書(Excel)、29条調査書回収一覧表(Excel)、(新規・継続)ケース診断会議記録票(Excel)、援助方針(Excel)、資産(不動産)保有台帳(一覧)(Excel)、年金加入状況管理進行表(Excel)、貸付審査用リストへの登録(削除)票(Excel)(紙)、境界層該当証明書(Excel)(紙)、変更申請(Excel)、廃止ケース状況表(Excel)、給付要否意見書交付簿_移送(Excel)、通院証明書(Excel)(紙)、給付要否意見書交付簿_移送(Excel)、返還金についての検討会議資料(Excel)(紙)、返還金納付状況H26(Excel)、63条_ケースNo_対象者氏名_起案日(Excel)(紙)

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項、別表第1の第15 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第15条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成二十七年条例第四十五号)別表第一 第六の項
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
--------	---

②法令上の根拠	②法令上の根拠 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第19条第7号 (情報提供) ・別表第二第9,10,14,16,20,24,26,27,28,31,50,53,54,61,62,64,70,87,94,104,106,108,116,120項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年12月12日内閣府総務省令第7号)第8-1-1イ、8-1-2イ、9-1-1ニ、9-1-4ロ、9-1-3ロ、9-1-5ロ11-1-1ニ、11-1-2ロ、11-1-3ロ、12-1-5リ、12-1-1リ、12-1-3ハ、12-1-4リ、12-1-2ト、12-1-6ト、12-1-8ヌ、12-1-4リ、14-1-3イ、17-1-1、19-1-1ヌ、19-1-2ヌ、19-1-3ヌ、19-1-4ヌ、19-1-6ヌ、19-1-5ヌ、20-4、20-5、20-6、20-7、20-9ロ、20-10、21-1ハ、21-4、21-7、21-8、21-9、21-5、22-2、22-3、22-4、22-5、22-6、22-8、22-10、22-11、26の4-1、27-1-3イ、28-1ハ、28-2、28-3、28-4、28-5、28-7、28-8、28-9、32-1-1イ、32-1-2イ、33-1-3、35-1-1、39-1-1、44-1-1ヌ、44-1-2ヌ、44-1-3ヌ、44-1-4ヌ、44-1-5ヌ、44-1-6ヌ、47-1-2イ、47-1-3イ、47-1-4イ、47-1-5イ、47-1-6イ、47-1-7イ、47-1-8イ、47-1-9イ、47-1-10イ、47-1-11イ、47-1-12イ、47-1-13イ、47-1-14イ、47-1-15イ、47-1-17イ、47-1-18イ、47-1-19イ、47-1-20、47-1-21、47-1-22イ、47-1-23イ、52、53-1ニ、53-2ニ、53-3ハ、55-1-1リ、55-1-5ハ、55-1-6ハ、55-1-8ハ、59の2-1チ、59の2-2、59の2-3、59の2-4、59の3-1-1イ、59の3-1-2イ (情報照会) ・別表第二第26項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年12月12日内閣府総務省令第7号)第19条 ○独自利用における情報照会の根拠 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成二十七年条例第四十五号)別表第二 第六の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉事務所
②所属長の役職名	所長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒783-8501 高知県南国市大涌甲2301番地 南国市役所 福祉事務所 TEL 088-880-6566(直通)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒783-8501 高知県南国市大涌甲2301番地 南国市役所 総務課 TEL 088-880-6551

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 関連情報 3. 個人番号の利用	法令上の根拠 番号法第9条第1項 別表第一 第15号 内閣府総務省令第5号第15条	法令上の根拠 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項、別表第1の第15 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府総務省令第5号)第15条	事後	法令表記の変更であり、実質的な内容変更ではない
	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	②法令上の根拠 番号法第19条第7号 【提供ができる根拠規定】 別表第二 第9号 内閣府総務省令第7号第8条1、2号 別表第二 第10号 内閣府総務省令第7号第9条1、2、3号 別表第二 第14号 内閣府総務省令第7号第11条 別表第二 第16号 内閣府総務省令第7号第12条1、2、3号 別表第二 第24号 内閣府総務省令第7号第17条 別表第二 第26号 内閣府総務省令第7号第19条 別表第二 第27号 内閣府総務省令第7号第	②法令上の根拠 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第19条第7号 (情報提供) ・別表第二第9,10,14,16,20,24,26,27,28,31,50,53,54,61,62,64,70,87,94,104,106,108,116,120項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年12月12日内閣府総務省令第7号)第8-1-1イ、8-1-2イ、9-1-1ニ、9-1-4ロ、9-1-3ロ、9-1-5ロ11-1-1ニ、11-1-2ロ、11-1-3ロ、12-1-5リ、12-1-1リ、12-1-3ハ、12-1-4リ、	事後	法令表記の変更であり、実質的な内容変更ではない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
		別表第二 第28号 内閣府総務省令第7号第21条1、4、5、7、8、9号 別表第二 第31号 内閣府総務省令第7号第22条2、3、4、5、7号 別表第二 第54号 内閣府総務省令第7号第28条1、2、3、4、5、7、8、9号 別表第二 第61号 内閣府総務省令第7号第32条1、2号別表第二 第62号 内閣府総務省令第7号第33条 別表第二 第64号 内閣府総務省令第7号第35条 別表第二 第70号 内閣府総務省令第7号第39条1号 別表第二 第87号 内閣府総務省令第7号第44条1号 別表第二 第94号 内閣府総務省令第7号第47条2、3、4、5、6、7、8、9、10、11号 別表第二 第104号 内閣府総務省令第7号第52条 別表第二 第106号 内閣府総務省令第7号第53条1、2、3号 別表第二 第108号 内閣府総務省令第7号第55条1、2、3、4号 【照会ができる根拠規定】 別表第二 第26号 内閣府総務省令第7号第19条	12-1-2イ、12-1-6イ、12-1-6ヌ、12-1-4イ、14-1-3イ、17-1-1、19-1-1ヌ、19-1-2ヌ、19-1-3ヌ、19-1-4ヌ、19-1-6ヌ、19-1-5ヌ、20-4、20-5、20-6、20-7、20-9ロ、20-10、21-1ハ、21-4、21-7、21-8、21-9、21-5、22-2、22-3、22-4、22-5、22-6、22-8、22-10、22-11、26の4-1、27-1-3イ、28-1ハ、28-2、28-3、28-4、28-5、28-7、28-8、28-9、32-1-1イ、32-1-2イ、33-1-3、35-1-1、39-1-1、44-1-1ヌ、44-1-2ヌ、44-1-3ヌ、44-1-4ヌ、44-1-5ヌ、44-1-6ヌ、47-1-2イ、47-1-3イ、47-1-4イ、47-1-5イ、47-1-6イ、47-1-7イ、47-1-8イ、47-1-9イ、47-1-10イ、47-1-11イ、47-1-12イ、47-1-13イ、47-1-14イ、47-1-15イ、47-1-17イ、47-1-18イ、47-1-19イ、47-1-20、47-1-21、47-1-22イ、47-1-23イ、52、53-1ニ、53-2ニ、53-3ハ、55-1-1リ、55-1-5ヘ、55-1-6ハ、55-1-8ハ、59の2-1チ、59の2-2、59の2-3、59の2-4、59の3-1-1イ、59の3-1-2イ (情報照会) ・別表第二第26項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年12月12日内閣府総務省令第7号)第19条	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	②所属長 所長 中村 俊一	②所属長 所長 岩原 富美	事後	人事異動後
平成29年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	いつの時点の計測か 平成26年12月1日時点	いつの時点の計測か 平成29年4月1日時点	事後	計測時点の更新
平成29年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	いつの時点の計測か 平成26年12月1日時点	いつの時点の計測か 平成29年4月1日時点	事後	計測時点の更新
平成29年12月22日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	追加記載	また「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番	事後	事前の提出・公表が義務付けられない事項の変更
平成29年12月22日	3. 個人番号の利用	追加記載	行政手続における特定の個人を識別するため	事後	事前の提出・公表が義務付けられない事項の変更
平成29年12月22日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス	追加記載	○独自利用における情報照会の根拠	事後	事前の提出・公表が義務付けられない事項の変更
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	いつの時点の計測か 平成29年4月1日時点	いつの時点の計測か 平成30年4月1日時点	事後	計測時点の更新
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	いつの時点の計測か 平成29年4月1日時点	いつの時点の計測か 平成30年4月1日時点	事後	計測時点の更新
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	いつの時点の計測か 平成30年4月1日時点	いつの時点の計測か 平成31年4月1日時点	事後	計測時点の更新
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	いつの時点の計測か 平成30年4月1日時点	いつの時点の計測か 平成31年4月1日時点	事後	計測時点の更新

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	②所属長 所長 岩原 富美	②所属長の役職名 所長	事後	様式変更
平成31年4月1日	IV リスク対策		(新規項目)	事後	新規項目への記載
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	いつの時点の計測か 平成31年4月1日時点	いつの時点の計測か 令和2年4月1日時点	事後	計測時点の更新
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	いつの時点の計測か 平成31年4月1日時点	いつの時点の計測か 令和2年4月1日時点	事後	計測時点の更新
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	いつの時点の計測か 令和2年4月1日時点	いつの時点の計測か 令和3年4月1日時点	事後	計測時点の更新
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	いつの時点の計測か 令和2年4月1日時点	いつの時点の計測か 令和3年4月1日時点	事後	計測時点の更新
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	いつの時点の計測か 令和3年4月1日時点	いつの時点の計測か 令和4年4月1日時点	事後	計測時点の更新
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	いつの時点の計測か 令和3年4月1日時点	いつの時点の計測か 令和4年4月1日時点	事後	計測時点の更新